

## 破産の申立てについて

破産の申立ての際に必要な費用は、次のとおりです。

なお、熊本地裁本庁以外の裁判所に申立てをされる方については、郵便切手の額等が若干異なりますので、当該裁判所においてご確認ください。

### 1 収入印紙

1,000円（破産申立費用）500円（免責申立費用）

### 2 郵便切手

<破産・自然人の場合>

84円 ×（債権者数+5）

10円 × 5

1,089円分×2（申立人代理人弁護士等に交付送達が可能な場合は不要）

<破産・法人の場合>

84円 ×（債権者数+債務者数+15）

10円 × 10

1,089円分×2（申立人代理人弁護士等に交付送達が可能な場合は不要）

### 3 予納金

同時廃止相当事件：11,859円

管財相当事件（自然人）：230,000円

管財相当事件（法人）：500,000円

※1 管財相当事件の予納金額は基準額であり、事案に応じて増額・減額されることがあります。

※2 債権者申立事件については、電話でお問合せください。